

ショートムービーを活用した動画プロモーション業務  
受託事業者募集に係る質問への回答について

令和5年5月11日

奈良県観光局観光プロモーション課長

ショートムービーを活用した動画プロモーション業務受託事業者募集について、下記の質問事項に回答いたします。

記

●質問1

・2 応募資格

13・この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した者であること。  
とありますが、こちらは海外の自治体（観光局）との実績でも認められますでしょうか。

○回答1

・国内の自治体を想定しているため、海外の自治体（観光局）との実績では認められません。

●質問2

・昨年度の広告展開について、下記項目をご教授ください。

①広告の使用した動画

（TikTokに公開されている中のどの動画でしょうか）

②広告配信エリア

③配信実績のクリック単価

○回答2

・①○令和4年10月18日投稿動画

タイトル 「TikTok始めてみたよ♪ここがどこかわかる人ー？」

○令和4年12月13日投稿動画

タイトル 「せんとくんにストリートスナップ撮らせてもらった！」

②エリアは指定していません。

③広告にクリック単価は設定していません。

●質問3

・昨年度に制作のショートムービーについて

受注会社制作本数と奈良県職員制作本数を教えてください。

また、TikTokで公開されている動画が上記合わせたすべてでしょうか。

○回答3

・現在公開されていない動画を含めて、受注会社制作本数が31本で奈良県職員制作本数については、本事業に関わる質問ではないため、回答は差し控えさせていただきます。

●質問 4

- ・昨年度に制作のショートムービーについて  
昨年度制作したショートムービーの評価を教えてください。  
制作側として。公開後の外部評価等。

○回答 4

- ・制作側の評価は主観が入るため回答は差し控えさせていただきます。
- ・TikTokアカウントフォロワー数：3,662 制作動画の総いいね数：19.1k

●質問 5

- ・動画の投稿は、観光プロモーション課公式アカウントを使用し、受託者が実施するものでしょうか。

○回答 5

- ・受注者が投稿することが必須ではありません。効果的な方法をご提案ください。

●質問 6

- ・TikTokでの広告の実施について、実施動画数が2動画とありますが、これは「せんとくんを活用した動画」と「奈良県の魅力を伝える動画」以外に広告用の動画作成が必要ということでしょうか。

○回答 6

- ・広告用の動画を別途制作して頂く必要はありません。「せんとくんを活用した動画」と「奈良県の魅力を伝える動画」のいずれかを使用して広告を実施してください。

●質問 7

- ・成果物提出事項として、「委託業務の成果」「その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料」とは具体的にどのようなものでしょうか。

○回答 7

- ・投稿動画内容、広告実施実績等、実施事業の内容がわかる報告書のご提出をお願いします。

●質問 8

- ・留意事項として、「業務実施に当たって、プラットフォーム（日本国内でTikTokを運営するByteDance株式会社）と連携し進めること。」とありますが、何か契約などをする必要がありますか。

○回答 8

- ・契約をする必要はありません。

●質問 9

- ・企画、制作、投稿に当たっての留意事項として「本県の他のSNS（Instagram, Twitter, Youtube等）でも投稿可能なバージョンで納品すること。」とありますが、具体的なバージョンとはどのようなことでしょうか。

○回答 9

- ・MP4等、他のSNSで投稿可能な形式での納品をお願いします。

●質問 1 0

- ・動画の音源についてはTikTokで用意されている音源を使用して良いでしょうか。

○回答 1 0

- ・TikTokで用意されている音源でも問題ありません。

●質問 1 1

- ・TikTok広告にかかる広告料は受託者負担（受託費の範囲内）となりますでしょうか。

○回答 1 1

- ・受託者負担ですので、委託料の範囲内で広告の実施をお願いします。

●質問 1 2

- ・せんとくんを動画で使用する際、拘束時間は制限がありますか？また着ぐるみだけをレンタルすることは可能ですか？

○回答 1 2

- ・拘束時間の制限はありません。着ぐるみだけの貸出も可能です。

●質問 1 3

- ・せんとくんをアニメーション等で使用する場合、二次加工は著作権料が発生しますでしょうか。その他せんとくんを使用する場合の注意点があればご教示ください。

○回答 1 3

- ・二次加工に著作権料は発生しません。使用に関する注意点は、奈良県ホームページ「せんとくんの仕事部屋」内のガイドラインをご確認ください。

●質問 1 4

- ・TikTokのアカウントは、貴県が使用しているアカウントを使用するのか、別途アカウントを受託者が用意するのでしょうか。

○回答 1 4

- ・奈良県観光プロモーション課のアカウントを使用してください。